

第59号議案
令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(事業勘定)

目次	ページ
1 令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出補正予算総括表(事業勘定).....	2
2 【歳出】 一般管理費事務費.....	3～4
3 【歳入】 保険給付費等交付金.....	5

市民健康部
令和7年6月

1 令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表（事業勘定）

（単位：千円）

歳 入					
款	項	目	補正前の額	補正額	計
1		国民健康保険税	7,560,465	0	7,560,465
2		使用料及び手数料	7	0	7
3		国庫支出金	1	0	1
4		県支出金	38,178,079	1,327	38,179,406
	1	保険給付費等交付金	38,178,079	1,327	38,179,406
5		財産収入	1,623	0	1,623
6		繰入金	4,150,343	0	4,150,343
7		繰越金	1	0	1
8		諸収入	138,605	0	138,605
				0	0
		合 計	50,029,124	1,327	50,030,451

歳 出					
款	項	目	補正前の額	補正額	計
1	総務費		367,370	1,327	368,697
	1	総務管理費	158,528	1,327	159,855
		1 一般管理費	139,984	1,327	141,311
		2 連合会負担金	18,544	0	18,544
	2	徴税費	157,071	0	157,071
	3	運営協議会	543	0	543
	4	趣旨普及費	9,456	0	9,456
	5	特別対策事業費	41,772	0	41,772
2	保険給付費		37,172,398	0	37,172,398
3	国民健康保険事業費納付金		11,904,780	0	11,904,780
4	保健事業費		443,837	0	443,837
5	基金積立金		1,623	0	1,623
6	諸支出金		129,116	0	129,116
7	予備費		10,000	0	10,000
合 計			50,029,124	1,327	50,030,451

2【歳 出】

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
14 ～ 15	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 - 1	一般管理費事務費	千円 1, 327

1 事業概要

高額療養費制度のうち、70歳以上75歳未満に適用される低所得者Ⅰ区分（住民税非課税（所得が一定以下））については、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、年金収入80万円が基準として設定されている。

令和6年度において、70歳以上に対する老齢基礎年金（満額）の支給額が引き上げられ、令和6年1～12月の支給額が80万6,700円となり、現在の基準額である80万円を超えることを踏まえ、高額療養費制度で70歳以上75歳未満に適用される低所得者Ⅰ区分の基準額も同額に引き上げられることとなった。

本改正は令和6年所得に基づき実施する令和7年8月の定期判定から適用となる。

その判定にあたり、国民健康保険システムにおける基準額の変更が必要となるが、令和7年8月の判定に間に合わせるため、改修に係る経費を計上するもの。（改正政令 令和7年6月4日公布。令和7年8月1日施行。）

70歳以上75歳未満	負担割合	区 分		外 来 【個人ごと】	外来＋入院【世帯ごと】	
					3回目まで	4回目以降
	3割	現役並みⅢ	市県民税の課税所得690万円以上	252,600円 （医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算）	140,100円	
		現役並みⅡ	市県民税の課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 （医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算）	93,000円	
		現役並みⅠ	市県民税の課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算）	44,400円	
	2割	一般	市県民税の課税所得145万円未満等	18,000円	57,600円	44,400円
		Ⅱ	市県民税の非課税世帯	8,000円	24,600円	
		Ⅰ	市県民税の非課税世帯 （所得が一定以下（ <u>年金収入80万円</u> 以下 等））  年金収入80万6,700円に見直し	8,000円	15,000円	

2 事業内容

国民健康保険システムについて、高額療養費制度の負担区分判定における70歳以上75歳未満に適用される低所得判定基準を見直すもの。

・システム改修委託料 1,327千円

3 スケジュール

	6月	7月	8月	9月
政令改正	●(公布)		●(施行)	
国民健康保険システムの改修				
マイナンバー情報連携				
限度額適用認定証発行				

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算現額	千円 139,984	千円 -	千円 10,229	千円 -	千円 75	千円 129,680
補正額	1,327	-	※ 1,327	-	-	-
補正後の額	141,311	-	11,556	-	75	129,680

※保険給付費等交付金(特別調整交付金分) 補助率 10/10(予定)

3 【歳 入】

予算説明書				細々節名称	補正額
ページ	款	項	目		
12 ～ 13	4 県支出金	1 県補助金	1 保険給付費等交付金	特別調整交付金分	千円 1, 327

1 概 要

4款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金

総務費(一般管理費事務費)が増額となることに伴い、保険給付費等交付金を増額するもの。